

健康保険 被保険者 資格取得 証明書

被保険者 (組合員)	住所			
	氏名		生年月日	. .
保険者 番号		記号・番号		
資格取得 年月日	. .	資格喪失 年月日	. .	

	氏名	生年月日	続柄	資格取得 年月日	資格喪失 年月日	備考
被扶養者		
		
		
		
		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

事業所名称等

事業所等所在地

代表者氏名

電話番号 () —

○退職しても何らかの医療保険に必ず加入することが必要です！

退職後の健康保険は以下の 3 種類が考えられます。

- ① 退職前の健康保険を任意継続（最長 2 年間）する。（届出は資格喪失後 20 日以内）
→加入条件があるため退職前に加入していた健康保険にお問い合わせください。
- ② 家族の健康保険（国民健康保険を除く）に被扶養者として加入する。
→加入条件があるため家族の勤務先にお問い合わせください。
- ③ 住所地の国民健康保険に加入する。
→この証明書と必要なもの（住所地の国民健康保険担当課へお問い合わせください）をもって加入手続きをしてください。
世羅町の場合は証明書、本人確認できるもの、マイナンバーが確認できるものをお持ちください。
※加入日は健康保険の資格喪失日（退職日の翌日）からとなります。届出が遅れても国保の資格の取得はさかのぼって行います。